

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年6月10日

紀南信用組合

金融整理管財人

西尾 隆文

倉田 嶽圓

I はじめに

紀南信用組合（以下「当組合」という）は、平成14年2月15日預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を金融庁長官より受け、同日付で金融整理管財人は「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について調査し、平成14年4月23日報告書を提出致しました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出致します。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事またはこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人2名とで構成する責任解明委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及の為の慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今までの状況について報告致します。

2. 刑事責任追及について

預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じ当組合の旧経営陣に対し具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして刑事告訴等、訴追請求を行うべき事案があるかどうか慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、現在までにそうした事案を発見するには至っておりません。

3. 民事責任追及について

（1）旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

第1に余資運用について、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、次に、これらの運用を決定した背景を明らかにするために当時の当組合の実態的な財政状況の調査を行い、違法性の有無の検討を行うこととした。

第2に個別融資案件については、金融再生法の開示債権である不良債権を中心に、その融資行為が損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、それ以外にも、他行からの肩代わりと見られる融資案件や役員または役員の親族企業への融資といったものの有無、もしあれば、そうした融資の状況が

どうなっているかなど、償却済債権をも含めた網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうかを調査、検討することにしました。

4. 調査結果

(1) 余資運用に関する調査

当組合は、平成10年3月に三重県、地元金融機関の支援を軸とした10ヶ年の「経営健全化計画」において不良債権を一掃した後も、地元産業の長引く景気低迷の影響により優良な借り手の資金需要が少ない上、不良債権化を恐れた貸出しの抑制により、預貸率は依然として低く、地域密着型の金融機関として他の金融機関に対する優位性を発揮するような施策もとれないままに推移して収益構造を改善できませんでした。このため、国債・社債等を中心とした有価証券の運用と並んで株式投資信託による運用によって採算を図ってきました。

具体的には、「経営健全化計画」を遂行する過程で、平成8年から10年にかけて平成元年当時に購入して評価損を出していた株式を損切りし、投資の対象を国債、公債を中心とした比較的安全な金融商品に乗り換えて運用していましたが、長期間の無配状態を抜け出して、早期に配当できるだけの収益を上げたいという方針のもと、平成11年5月に短期間で値上がりが見込めるという理由で株式投資信託に投資することとなり、実際に短期間で相当程度の利益が得られたことから、その有利性に惹かれ、短期間で売買するなど投資を継続する一方、同年9月から12月にかけてIT関連銘柄を中心とする株式投資信託等を購入するなどして、余資運用を株式投資信託に傾斜させていき、平成13年3月末には、投資総額は989百万円まで拡大しました。

平成12年4月以降、株式相場が下落するに従い、含み損は徐々に拡大したものの、損切りして評価損失を現実化して赤字になることを恐れ、また、株式相場がいずれ上昇に転じるとの期待のため、適当な時期に処分を行わず、その後も株式相場の下落には歯止めがかからなかったことから、平成13年9月末には減損処理対象となる評価損失が発生するに至りました。

当組合の有価証券運用については、担当役員等において売買等を決めるにあたって事前に理事長に説明し承認を得ることを原則としていたものの、理事長は有価証券運用にかかる知識・経験が豊富ではなく、担当役員等の判断に疑問を呈することもなく、いわば任せきりにしていました。

また、株式投資信託での運用を始めた時点では、理事会で承認された余資運用規定等が存在しておらず、平成13年6月になってようやく理事会で承認されたものの、結果として既にその規定による制限を超える運用が先行しており、有価証券運用にあたり当然心がけるべき各種リスクに対する十分な配慮が欠けていたものと判断されます。

(2) 不良債権を発生させた融資案件に関する調査結果

平成14年3月31日現在の金融再生法の開示債権及び平成3年以降に融資した案件で既に償却済の債権について調査したところ、融資審査において事業計画や返済原資の確認等が不十分であったものが認められたほか、保全面において無担保で融資実行しているものや担保評価の甘さから保全不足が発生しているものが認められるなど、問題点が見受けられました。

なお、不良債権を発生させた融資の案件では旧経営陣の関係企業への融資と見られるものはありません。

5. 調査結果に基づく検討

(1) 損失を発生させた余資運用について

当組合では、平成11年5月から自己資本の充実を目指し、高い運用成績を求めてハイリスク・ハイリターンの金融商品の投資を増やしていましたが、その運用は理事長の承認のもと担当役員等の判断に任せられており、投資銘柄や投資金額などの運用状況については、平成12年11月の金融庁の検査で指摘を受け、2ヶ月に一回開催される理事会において報告されるようになりました。

また、当組合には平成13年6月までは理事会によって承認された余資運用規定等の内部規則は存在していなかったことから、当該投資が内部規則に抵触したとは言えず、一時は相当額の利益を上げたことも事実であり、余資運用を株式投資信託に傾斜させたことについても、現時点では、平成12年4月以降の株式市場の下降局面で早期に損切りをしておけば良かったとは言いうるとしても、当時、株式市場の将来の動向を的確に予想することが可能であったかどうかについて、現時点で把握している事実関係からでは、結論を出すには至っておりません。

結果的に有価証券投資による多額の損失が当組合の破綻を招いたものであり、その損失が破綻にまで至る程のものであったという点について、リスク管理という面が不十分で、旧経営陣における善管注意義務違反を問える可能性はありますが、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からでは、直ちに損害賠償に結びつくような具体的で明らかな法令違反があったとの判断を確定することは困難であり、現時点では責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。

(2) 不良債権を発生させた融資案件について

調査対象先のなかには、融資審査において古くからの取引先で、物的担保も十分徴求しているという理由で、事業計画や返済原資の確認等が不十分なまま融資実行していたものが認められたほか、保全面においても、無担保で融資実行して融資事務取扱規程に違反しているものが認められたことや、物的担保、保証人も徴求しており、形式的には融資事務取扱規程を遵守していたものの、物的担保としては不十分なものが

あるほか、保証人は実質的に保証能力が不十分であったという場合が多いことも認められました。

延滞や条件変更といった問題のある融資先については、融資を実行してから相当期間は約定通り元利金の返済が継続されてきており、最近になって延滞が発生したというものは、バブルの崩壊やそれに引き続く不況のために債務者の財政状態が悪化したという要因もありますが、個々の事案を検討した場合、融資審査上問題のあるものも見られ、経営者として当然に要求される任務を怠ったとして善管注意義務違反の疑いもあります。

しかしながら、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からでは、上記善管注意義務違反と損害の因果関係を明らかにするには至らず、現時点では責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。

(3) 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

旧経営陣に対する損害賠償請求権等につきましては、上記のとおり現時点において責任追及に踏み切るまでには至りませんでしたが、今後、株整理回収機構による調査等によって新たな事実が発覚した場合に株整理回収機構において引き続き責任追及が行いうるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を株整理回収機構に譲渡する予定です。

以上